

## 課税標準額の確認方法

課税標準額とは、住民税（市町村民税・県民税）の計算の基礎となる金額です。  
 特別徴収税額決定通知書や課税証明書において、「課税標準額」「課税総所得金額」等と記載されています。  
 下記は記載例ですので、様式は市町村によって異なります。

### ○課税証明書（例1）（名古屋市等）

課税標準額	
総所得	〇,〇〇〇,〇〇〇

「課税標準額」はこちらを参照。  
 「総所得」以外の金額がある場合は、合計額を計算に使用します。

### ○課税証明書（例2）

課税標準額	
課税総所得金額	〇〇〇,〇〇〇
上記以外の課税所得金額	0

「課税総所得金額」+「上記以外の課税所得金額」=課税標準額

### ○課税証明書（例3）

課税標準額	
総所得	〇〇〇,〇〇〇
山林・分離所得等	0

「総所得」+「山林・分離所得等」=課税標準額

※お住まいの市区町村により、様式が異なります。  
 課税標準額の詳細は、発行元の市区町村等にご確認ください。

### ○給与所得等に係る特別徴収税額の決定（変更）通知書（例）

課税標準	総所得③	〇〇〇,〇〇〇
	山林所得	0
	分離短期譲渡	0
	分離長期譲渡	0
	株式等の譲渡	0
	上場株式等の配当	0
	先物取引	0

全項目の合算額を計算に使用します。

※給与以外の所得がある場合は、特別徴収税額の決定通知書で確認できないことがあるため、課税証明書またはマイナポータルでご確認ください。

### ○算定基準額：課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

・年収での表記は目安の数値です。

各世帯により所得控除（社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除、扶養控除等）が異なりますので、算定基準額をご確認ください。

### ○市町村民税の調整控除額の確認方法

・課税証明書での確認が必要です。

特別徴収税額決定通知書に調整控除額の記載はありません。（一部の自治体を除く。）  
 お住まいの市区町村役場において、課税証明書を取得し、確認してください。

《課税証明書に市町村民税調整控除額の記載がない場合》

⇒別添「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」をご持参ください。

※自治体によっては、課税証明書の発行手数料に加えて、別途、調整控除額の補足証明に発行手数料が生じることがあります。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルでも確認できます。

### ○所得や所得控除等の税情報について

・住民税に関するお問い合わせはお住まいの市町村（住民税担当課）へ

各市町村のホームページはこちら

(<https://www.pref.aichi.jp/site/userguide/link-citytown.html>)

(参考)

### ○マイナポータル

マイナンバーカードをお持ちの場合、ご自身の課税標準額、調整控除額などはマイナポータルで「あなたの情報」をご確認ください。

(URL：[https://myna.go.jp/SCK0101\\_01\\_001/SCK0101\\_01\\_001\\_InitDiscsys.form](https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form))

マイナポータルHP

